



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*54 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第54号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則 (昭和25年和歌山県規則第56号) の一部を次のように改正する。

別記第4号の4様式を次のように改める。

別記第4号の4様式 (第13条関係)

不動産取得税の区分所有に係る補正申出書				
県税事務所長 様 申出人 (区分所有者) 住所 _____ 氏名 _____ (印) 住所 _____ 氏名 _____ (印) 住所 _____ 氏名 _____ (印) 住所 _____ 氏名 _____ (印) 住所 _____ 氏名 _____ (印)				年 月 日
和歌山県税条例第 42 条の 23 の 2 の規定により、区分所有者の全員が協議して定めた区分所有の補正の方法及び当該補正の方法により得た割合を下記のとおり申し出ます。 記				
区分所有する建物の表示	所在地			
	種類	構造	用途	床面積
区分所有の明細	住所	氏名	床面積	補正の方法により得た割合
				0.
				0.
				0.
				0.
				0.
計				
補正の方法				

注 この申出書は、不動産取得税の申告書を提出する際併せて提出すること。

備考 この申出書は、地方税法施行規則第7条の3第4項又は第7条の3の2第4項若しくは第5項の規定による申出について使用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(従前の様式による用紙)
- 2 この規則による改正前の別記第4号の4様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。